



英国 AAIB 視察・調査報告(6)

～ 被害者支援について ～

今回は、事故の被害者や遺族に対してどのような対応がなされているかについて、日本の現状との比較を交えて調査の報告をいたします。

[実際の被害者支援の実態について]

(1) 被害者支援について法的な取り決めはあるのか

法的な決まりはない。ただし、航空機事故が発生した場合には、航空会社は積極的な姿勢を見せることが広報上も有利になるとの目的で、通常は航空会社が支援を提供する。

事故が発生した場合、航空会社が社会的責務として被害者や遺族の付き添い、旅費や宿泊費の援助などを行うことが多いのは、日本と大差はないようです。しかし、英国では警察や地方行政組織、医者や弁護士などが支援の重要な役割を果たしており、日本よりも広い分野から支援の手が差し伸べられているように感じました。

(2) 家族が事故に遭遇したことを誰が、どのように、どこで、家族に知らせるのか。

イギリス領土内においては警察が行い、外国人については在外公館によって行われる。

(3) 事故当時の状況について、だれが遺族に説明するのか。

警察の家族連絡官が行う。

事故発生直後の被害者への対応は、日本においてはあまり明確に決められていないと聞きます。そのため、家族への連絡も時間がかかりがちで、十分な情報提供もない場合が多いとも言われています。

英国においては、家族への連絡や説明、遺留品の保管や返還の手続きは警察が責任を持って行い、その後の支援にも警察の<家族連絡官>が担当することが決められています。

日本における警察の役割が<犯罪者の特定>という点に重点が置かれていることに比較して、英国では<国民に対する支援>という点にも力点が置かれているとの感じを受けました。

(4) 事故後の遺族への当面の財政的な支援を誰が行うのか。

家族が極めて貧しく、国家給付の権利を有する場合は国が支援を行う。それ以外の場合は、死亡者の遺産の処理が終わり、航空会社の法的な責任が確認されるまでの間、航空会社が善意の行為として、法的な責任の有無にかかわらず、見舞金の支払いを家族に行うのが普通である。

(5) 事故現場に行こうと思ったとき、誰が付き添って案内してくれるのか

遺族が現場を訪れることはお勧めできない。どうしても行きたいという場合は、警察の家族連絡官が付き添うであろう。

(6) 事故原因の調査経過と結果を誰が、いつどのように遺族に説明するのか

AAIBは、その調査の進捗状況に関する、公的な中間報告を出す。家族は、検視官の問い合わせの際に法的に自らの存在を示すことができるほか、または自ら出向いて問い合わせることができる。

(7) 事故後の現実的な問題についてのアドバイスや、心のケアは誰が行うのか。

遺族のかかりつけの医師、または国の医療機関が行う。

事故直後からの被害者家族への付き添いや当面の支援活動が、主として運航会社によって行われることはどこの国でも大差はないようですが、被害者に対する国や行政機関の支援は日本よりもずっと充実しているように感じます。

日本では、被害者の家族が事故の状況や原因調査に関して警察や事故調に説明を求めても、「被害者のために調査を行っているのではない」として、説明を受けることさえ難しいと聞きます。

そのため、被害者は「事実を知るには裁判に訴えるほかはない」と考えることとなりますが、裁判では<犯罪の有無>の論議となり、検察も有罪の証明に不利となる証拠は硬く隠蔽して外部には出さないため、事故に至った真の原因がどこにあるのかという点は明らかになりません。

その結果、事故調査に対する不信と裁判に対する不満だけが残るとというのが現状のようです。

事故防止のための安全情報収集に関する国際会議において、外国のメンバーから「日本の航空事故に対する無益な裁判を減らすために、どのような工夫がなされているのか」との質問を受けたことがありましたが、被害者に対する十分な情報の提供は、ひとつの解決策となると考えられます。

10月から新設される運輸安全委員会では、被害者に対する対応もやや充実するという情報もありますが、社会が望む方向に改善されるように声をあげることが重要です。